

稲城市ゴルフ協会規約

第1章 総則

- (名称) 第1条 本会は稲城市ゴルフ協会と称し、略称を「IGA」という。
- (目的) 第2条 本会はゴルフ競技をとおして会員の健康増進・体力向上を促進し、併せて会員相互の親睦を図るとともに技術の向上を目的とする。
- (事務局) 第3条 本会の事務局は会計宅に置く。
- (事業) 第4条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。
(1)ゴルフに関する諸計画を企画し実施すること。
(2)市民ゴルフ大会に関すること。
(3)その他、必要な事業に関すること。

第2章 会員

- (会員) 第5条 本会は稲城市在住・在勤者のアマチュアゴルフ愛好家をもって組織する。但し、理事会の承認を得た者はこの限りではない。
- (入会) 第6条 本会の入会・退会・休会の届け出は次のとおりとする。
(1)入会を希望する場合は事務局に申し込むものとする。
但し、反社会的勢力にあたる者は本会への入会は認めない。
- (退会) (2)退会を希望する場合は事務局に書面等にて申し出るものとする。
未納会費等があれば精算しなければならない。また既に納めた会費等は返還しない。
- (休会) (3)休会を希望する場合は事務局に書面等にて申し出るものとする。
休会の期間は2年間を限度としその間の年会費は免除する。
但し、2年間を経過し再入会の申し出がない時は退会したものとみなす。
- (除名等) 第7条 本会の会員の除名、退会の扱いについては次のとおりとする。
(1)本会の名誉を著しく傷つけ、また会員として相応しくない行為があった場合は会長がこれを理事会に諮り除名することができる。
(2)理由なく年会費を2年以上滞納した場合は退会扱いとし除名する。
- (表彰) 第8条 本会の発展に功労のあった者は理事会の承認を得て表彰することができる。

第3章 役員

- (役員) 第9条 本会に次の役員を置く。
(1)理事10名以上20名以内
(2)監事2名以内
(3)理事会の承認で本会に名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。
2 前項第1号の理事のうち、1名を会長とする。
3 前項の会長以外の理事のうち、3名以内を副会長とし、副会長のうち1名を事務局長兼務とする。
- (選出) 第10条 役員を選出及び任期は次のとおりとする。
(1)会長は理事の推薦により理事の中から選任し、理事会の承認を得ること。
(2)会長以外の役員は会長の推薦によること。
(3)新役員は理事の推薦により理事会で承認を得た会員であること。
- (任期) (4)役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
(5)補欠役員または増員による役員任期は前任者の残任期間とする。
- (役員の職務) 第11条 理事は、理事会を構成し、法令及び本規約で定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。
(1)会長は本会を代表し会務を総括する。
(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
(3)事務局長は本会の事務局業務を掌理する。